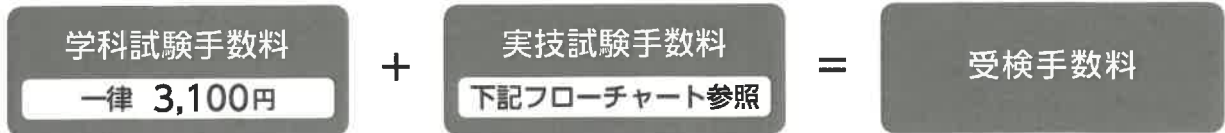
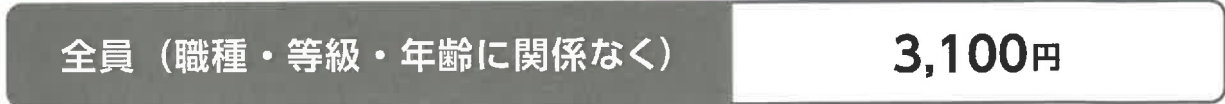


1 受検手数料

(1) 学科・実技の両方を受検する場合



(2) 学科のみ受検する場合

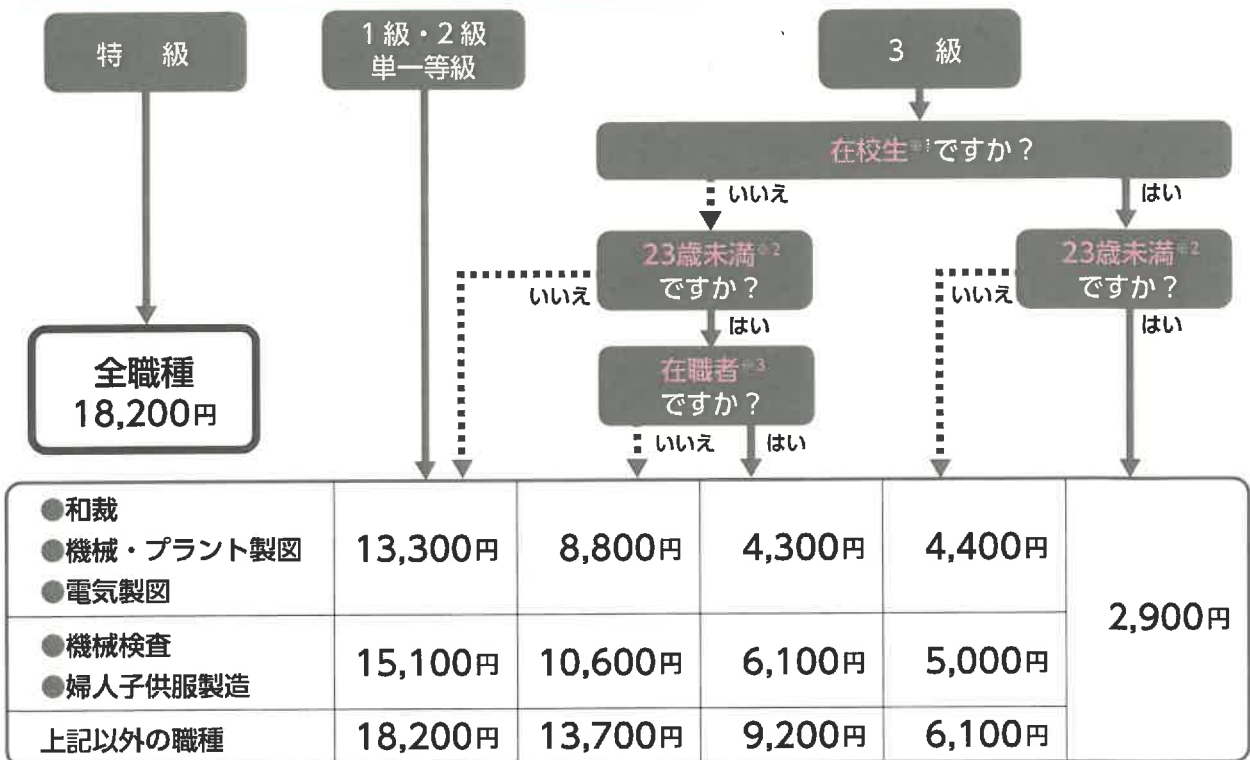


(3) 実技のみ受検する場合

受検手数料については、下記フローチャートのとおりです。

23歳未満で3級技能検定を受検する方は、「実技試験」の受検手数料が減額されます。

本年度からフローチャートが変更になっていますので、十分に確認してください。



※1 在校生の範囲

ア 公共職業能力開発施設の訓練生又は職業能力開発総合大学校の訓練生

(短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。)

イ 認定職業訓練施設の訓練生 (就職している者を除く。)

ウ 高等学校の在校生

エ 専修学校及び各種学校の在校生

オ 高等専門学校 of 在校生

カ 短期大学の在校生

キ 大学の在校生

※2 23歳未満：令和6年4月1日時点で23歳未満の者 (平成13(2001)年4月2日以降に生まれた者)

ただし、出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

※3 在職者：実技試験受検申請日において雇用保険法第4条第1項に規定する雇用保険被保険者である者